

不動産鑑定業者 登録換え

【手数料】12,400円の福島県収入証紙 ※収入印紙とお間違えのないようにご注意ください(福島県不動産鑑定業者登録申請等手数料条例第2条)

【提出時期】

(福島県以外の都道府県知事登録→福島県知事登録の場合) 福島県以外の都道府県に所在する事務所を廃止して、福島県内のみに事務所を設置しようとするとき

(国土交通大臣登録→福島県知事登録の場合) 福島県以外の都道府県に所在する事務所を廃止しようとするとき

【提出部数】正本1、副本1

【提出場所】〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)
福島県企画調整部土地水対策室

【問合せ先】024-521-7123

【提出書類】以下のとおり

提出書類			根拠法令	法人	個人	備考
申請書様式	1	登録申請書(別記様式第七)	法第23条1項1・2・3・4号	○	○	
添付書類 (※2)	2	不動産鑑定業経歴書(添付書類(イ))	法第23条2項1号	○	○	
	3	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名(添付書類(ロ))	法第23条2項2号	○	○	
	4	申請者(法人の場合役員全員)が第25条第1から5号に該当しないことを誓約する書面	法第23条2項3号 法第25条7号	○	○	第25条第1～5号に該当しないことを誓約する書面については、代表者の名前で提出、役員全員の連名で提出のどちらでも可。
	5	法人自体が第25条第1、2、4、5号に該当しないことを誓約する書面		○	-	
	6	第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面(例 専任不動産鑑定士の発令書、辞令、任命書)	法第23条2項4号	○	○	申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合及び申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要。
	7	申請者の略歴書(法人である場合は役員のもの)及び事務所ごとの専任不動産鑑定士の略歴	法第23条2項5号 規則第29条1項2号	○	○	法人の場合は役員全員分必要。 役員とは、業務を執行する取締役、執行役及びこれらに準ずる者であり、監査役、監事及び部課長等の役付き職員は含まない。
	8	定款又は寄付行為(「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載のあるもの)	法第23条2項5号 規則第29条1項1号	○	-	代表者による原本証明が必要。
	9	登記事項証明書	法第23条2項5号 規則第29条1項1号	-	-	県が専用システムにより法人登記情報を確認するため、不要。
	10	個人の申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票抄本	法第23条2項5号 規則第29条2項 (国土交通大臣登録に準じる)	-	-	県が住民基本台帳ネットワークシステムにより住所等を確認するため、不要。(※1)

※1 ・外国籍の者は、登録原票記載事項証明書が必要。
・住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面が必要。

※2 その他、事務所案内図、事務所の所在等が確認できる書類の提出を求める場合があります。(国土交通大臣登録に準じる)